

教育活動再開における留意点（ガイドライン）

1. 基本的な対応

- ①可能な限り3つの密を回避する工夫を行うこと。
- ②手洗いやマスクの着用を徹底すること。＊基本的には、流水と石けんで手洗いをを行う。
- ③自宅にて毎朝、検温を行うこと。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養すること。

2. 登下校における対応

- ①公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、極力会話を控えること（大声厳禁）。また、乗車中の飛沫感染や接触感染防止の徹底を十分に行うこと。特に、吊り輪や手すり等に直接触れることを避けるようにすること。
- ②通学路では、お互いに距離をとり、極力1列にて登下校を行うこと。
- ③自家用車での送迎は、学校付近での乗車下車は原則禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、学校に相談すること。
- ④生徒昇降口や廊下等において、可能な限り密集が起こらないように十分留意すること。
- ⑤昇降口にて、アルコール消毒を行うこと。

3. 授業等における対応

- ①授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること（空調機器使用時も同様）。また入口は常時開けておくなど十分に換気を行うこと。
- ②担当教師は、生徒が密集して活動する長時間の学習活動や近距離での会話や大声での発言を伴う活動をできる限り避ける。また、教室等では、生徒間の距離をできる限り確保する。
- ③外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗うこと。
- ④器具などを共用した場合は、適宜、手洗いをすること。また、担当者は使用した器具等の消毒を必要に応じて行う。
- ⑤担当教師は、教室やトイレなど生徒が利用する場所で、ドアノブや手すり、スイッチなど、多くの生徒が触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して衛生管理を行う。また、放課後、清掃担当職員は、清掃区域の消毒を行う。
- ⑥教科等の指導に当たっては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い場合は、極力リスクを避けた活動を行う。
- ⑦授業時の挨拶は、号令後「礼」のみとする。校内においても、会釈程度に済ませる。
- ⑧トイレ使用は密を避けるため、短時間で済ませ、集団での出入りは禁止する。

4. その他、学校生活における対応

- ①昼食時は、極力対面での食事は避けること。
- ②手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないこと。
- ③清掃時は、基本的な対応に準じて行動すること。活動後は、手洗いを徹底すること。
- ④休憩室や食堂にて商品の購入に際し、順番待ちする場合の人との間隔は、最低1m空けて並ぶこと。
- ⑤部活動については、感染防止策を徹底した上で、保護者の「活動承諾書」を提出の上、生徒の負担とにならないよう十分配慮して、活動する。活動時のマスク着用は、活動の特性を考慮して顧問で判断する。
- ⑥アルコール消毒液は、出入り口を中心に設置する。（玄関、生徒・職員昇降口、体育館玄関、その他必要箇所）
- ⑦器具消毒液は、トイレ・手洗い蛇口等と、教室・特別教室等に薬品の強度により区分して使用する。使用上の注意を厳守してください。
- ⑧校外生活においては、カラオケ、スポーツジム、ライブハウス等の出入りを禁止する。